



この文書は、嘉永元年（1848）白根山の硫黄販売の分担について決めたものです。硫黄稼株とは硫黄稼ぎをする権利のことです。文中では、硫黄稼ぎの株を六口にし、上野国・武蔵国、信濃国・甲斐国・越後国、江戸のそれぞれ決められた範囲で硫黄を販売し、違反しないよう取り決めています。

江戸時代、硫黄は、火薬・付け木（マッチ）・花火・薬種などに使われ、白根山・万座山は古くから良質の硫黄の採掘できる場所として知られていました。白根山では、天明4年（1784）江戸小松屋と信濃国相之島村（現長野県須坂市）覚兵衛に採掘が許可され、以後は地元有力者らの手に移っています。硫黄の採掘は、運上金の高騰や硫黄の値下がりなどによって衰退しましたが、安政6年（1859）の横浜開港で外貨獲得の手段となり活発になりました。

硫黄以外にも明礬の採掘、湯の花の採取も行われていました。温泉の多い群馬県ならではの史料です。

〈参考資料〉『群馬県史』通史編5 435～449頁

取り究め申す議定一札の事

白根山

平兵衛分

- 一 硫黄上武両国在売 二口 ①米吉
- 一 同 信甲越三ヶ国 二口 ②米吉
- 一 同 御内売 二口 ③倉之助
- ④倉武八
- ⑤金政五郎

前書きの通り、白根山硫黄の稼ぎ株六口に相定め、相師一同相談の上、国々売り捌き方場所分けいたし、相互に出情（出情）売り捌き、狼りに相成らず、候様取り究め申すこと、実定正也、然る上は、銘々売場の外へ、一取たり共、決して、売り捌き申すまじき取頼め仕り候上、万一不正の場所へ売り捌き致し候ものこれ有り候わば、見当り一回短（規）定の通り取り計らひ候共、その節至り一言の異変するまじく候旨、議定一札取り替わし申す通（連）印、依つて件の如し

嘉永元 戊申年 十一月

米吉 ①
倉之輔 ②
武八 ③
政五郎 ④
後家につき武八代印
小兵衛 ⑤

*御内（江戸）／相師（相仕とも書き、仕事をする仲間、共同経営者）／出端（出積／出働／出）／実正（買実で間違いないこと）／取（裏むしらの器）／異変（契約に反すること）